

## 送りつけ商法!? 電話勧誘にご注意

### Q 電話による勧誘で魚介類を購入してしまった キャンセルしたいがどうしたらいい?

実家に一人で住む高齢の母から、「カニなどの魚介類を電話ですすすめられ、購入してしまった」と相談を受けました。威勢のいい男性から言葉をはさむ間もなくカニを宣伝され、断りき

れなかったようです。

キャンセルしたいのですが、連絡先がわかりません。商品が届いた場合、どうしたらいいでしょうか?

### A 電話での勧誘販売は、クーリングオフできます 商品が届いてもお金を払わず、受け取りを断りましょう

「商品の購入を電話ですすすめられ、強引に契約させられてしまった」という相談が増えています。電話を受けたときはあいまいな返事をせず、きっぱりと断りましょう。

断ったにもかかわらず、一方的に商品を送りつけられた場合は、お金を払わずに受け取りを

拒否してください。契約してしまい、商品が届いたとしても、電話勧誘販売は契約書面を受け取って8日以内であればクーリング・オフすることができます。早めに最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。

#### お問い合わせ

消費者ホットライン ☎ 188 久留米市消費生活センター ☎ 0942-30-7700 福岡県警察 ☎ 110または# 9110



あなたの声を届けてください!

広報紙を読んだ感想や今後取り上げてほしい記事、広川町への思い、町に対する質問・意見・提案などをお送りください。イラストや写真も大歓迎です。

☎ 協働推進課まちづくり係  
☎ 0943-32-1196

**必須** 担当課からの回答を希望するか、希望しないか、以下のいずれかを○で囲んでください

希望する ・ 希望しない

名前 (回答を希望する場合は **必須**)  
フリガナ

住所 (回答を希望する場合は **必須**)  
〒 -

電話番号 (回答を希望する場合は **必須**)  
( ) -

年齢 **任意**

性別 **任意**

郵便はがき

〒 834-8790

<受取人>  
日本郵便株式会社  
広川郵便局私書箱第3号

広川町長 行



今月号の良かった記事とその理由を教えてください

料金受取人払郵便

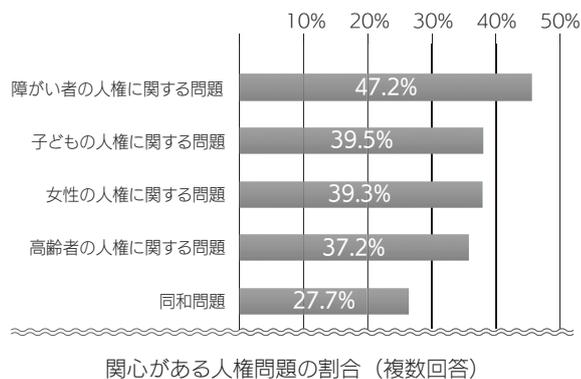
八女局承認

824

差出有効期限  
令和4年5月  
31日(切手不要)

# 相手を思う想像力

教育委員会事務局人権・同和教育係 ☎0943-32-0093



平成30年の人権問題に関する広川町住民意識調査で、「人権問題に関心がある」と答えた人は、全体の約70パーセント。なかでも、障がい者や子ども、女性の問題への関心が高い結果が出ました。

人々の人権意識は高まりつつありますが、いまだに偏見や誤った認識による差別はなくなっていない。障がい者や女性、子ども、高齢者、外国人などに対するものに加え、最近では新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害も増えています。

多様化・複雑化する人権問題

相手の気持ちを想像する

これらをなくすためには、一人ひとりが人権に対する意識を高める必要があります。私たちは日々の生活の中で、どれだけ人権を意識して生活できているでしょうか。

例えば、出会った人にあいさつをしたのに相手から返事がなかったら、自分の存在を否定されたような気持ちになりませんか？ 何気ない行動や言葉で、気づかないうちに相手の人権を侵害してしまうこともあるのです。そうならないためにも、「自分が相手の立場だったら」と想像することが大切です。

もしあなたが、下の4つの事例の当事者だったら、どの行動をとりますか？ 相手の気持ちを想像しながら考えてみましょう。

すべて③を選んだ人は、人権を尊重し、差別をなくそうとする人ではないでしょうか。お互いの違いを認め、他の人の人権を大切にすることは、自分の人権を守ることもつながります。

子どもから、心と体の性が違うことに違和感をもっていると打ち明けられました。

- ①子どもの違和感は間違っていると、考え方を伝えるよう伝える。
- ②子どもの違和感は間違っているが、時間が経てば解決すると思い、話だけ聞く。
- ③子どもの考えを認め、ありのままを受け止める。

子どもから交際相手を紹介されました。

- ①探偵社などに身元調査を依頼して、交際相手がどんな人であるか調べる。
- ②交際相手に直接会い、子どもにふさわしい人であるか判断する。
- ③どのような人であっても、子どもが選んだ人であれば受け入れる。

車いすを利用している人が、電車を乗り換えようと違うホームに向かっていました。しかし、駅にはエレベーターがありません。

- ①知らないふりをして通り過ぎる。
- ②「車いすでは行けませんよ」と声をかける。
- ③周りの人に声をかけ、数人で階段の上げ下ろしを手助けする。

あなたは高齢者施設で介護士の仕事をしています。高齢者から「トイレに行きたい」と言われました。

- ①大きな声で「連れて行ってあげますよ」と言う。
- ②高齢者に近づいて、適度な声で「連れて行ってあげますよ」と言う。
- ③高齢者に近づいて、適度な声で「案内します」と言う。